

新宿区卓球連盟登録規定

第1条（目的）

この規定は、新宿区卓球連盟の登録に関する基準を定め、連盟が行う事業の円滑な運営と卓球愛好者団体及び個人の健全な育成を目的とする。

第2条（大会出場資格）

- 1、連盟が主催する各種大会に出場しようとするチーム又は個人は、この規定に従って連盟に登録しなければならない。
- 2、未登録者が事業年度途中で大会に出場しようとする場合は、登録を完了することで、参加資格を得ることができる

第3条（適用の除外）

次の大会については本登録規定を適用しない。

- (1) 連盟主催のオープン大会 (2) 新宿区総合体育大会

第4条（登録費及び新規加盟費）

- 1、登録費及び新規加盟費は以下の通りとし、金額は別途に定める。ただし金額の変更については理事会の承認を得るものとする。
 - (1) チーム登録費 1人1年度分 1,000円×登録人数
 - (2) 個人登録費 1人1年度分 1,000円
- 2、登録費は納入後一切返却しない。
- 3、事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条（チーム登録の条件）

- 1、1チームは一括して登録する。1チームにつき区内在住又は在勤者を2名以上登録の事
- 2、高校生は顧問教諭を責任者とし高等学校名で登録の事。この場合においても第5条1項を守る事。高体連に所属していない高校生はこの限りではない
- 3、小学生・中学生は制限を設けない
- 4、同一の選手が団体登録、個人登録問わず、2団体以上に重複して登録することはできない
- 5、同一の選手のリーグ戦エントリーは前期開催期間内に1回、後期開催期間内に1回とする
★出場が1回ではなくエントリー（申込み）が前後期開催期間内に1回とする。

◎前後期リーグ戦の申込について

- 1、チーム戦において1団体から、複数チーム出場することができる。複数のチーム出場する場合は、そのチームの実力順にA、B、C・・・とする。
- 2、1チームの編成に当たっては、新宿区在住、在勤、在学者2名以上をエントリーの事
- 3、1チームの編成に当たっては、男女混合で出場することができる。但し、男女混合で出場する場合、男子チームとして扱う。
- 4、男子チームに登録できる女性の人数は3名までとする

第6条（個人登録の条件）

個人登録は、新宿区内在住、在勤又は在学している者に限る

第7条（登録の区分）

- 1、登録は年度登録と、追加登録の二つとする。
- 2、年度登録をしようとする者は、登録受付期間に所定の WEB サイトにて手続きする事
- 3、事業年度の途中で追加登録をする場合は、所定の WEB サイトにて手続きする事。
- 4、事業年度の途中において登録内容に変更が生じた場合は、所定の WEB サイトにて変更の手続きする事。

第8条（登録の失効）

登録内容に虚偽の記載があった場合には、当該登録は失効する

第9条（規則の施行）

本規定は、令和5年2月1日より実施する